次のとおり供給約款を変更したので、ガス事業法第17条第７項（第37条の７第１項において準用する同法第17条第７項）の規定により届け出ます。

変更の内容	
実施期日	

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第十四の三及び様式第十四の五中「第17条第７項」を「第17条第12項」に改める。

（一般ガス事業供給約款料金算定規則の一部改正）

第八条　一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十六号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改正する。

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　認可料金の算定

第一節　総原価の算定（第二条―第八条）

第二節　料金の算定（第九条―第十二条）

第三章　届出料金の算定

第一節　供給約款届出料金の算定（第十三条―第十六条）

第二節　供給約款変動額届出料金の算定（第十六条の二・第十六条の三）

第四章　原料費調整制度（第十七条）

第五章　雑則（第十八条―第二十二条）

附則

第一条第一項中「）及び」を「）、」に改め、「以下「会計規則」という。）」の下に「、ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十七号。以下「託送料金算定規則」という。）及びガス事業託送供給収支計算規則（平成十六年経済産業省令第百二号。以下「託送収支規則」という。）」を加える。

第二条第一項中「一年間」を「一年を単位とする一年以上の期間」に改める。

第六条第一項中「乗じて得た額」の下に「（以下「事業報酬額」という。）」を加える。

第十条第一項中「算出」を「算定」に改め、同条第二項中「ＬＮＧ気化圧送原価」を「ＬＮＧ圧送原価」に改める。

第十条の次に次の四条を加える。

（減少事業報酬額の算定）

第十条の二　事業者（法第二十二条第一項ただし書の承認を受けた事業者であって法第二十二条の二第一項に規定する届出を行っていない事業者、託送収支規則第七条に規定する事業者及び託送収支規則の規定により公表した直近の当期内部留保相当額（当該額が零を下回る場合にあっては、零。以下「当期内部留保相当額」という。）が零の事業者を除く。）は、減少事業報酬額を算定し、様式第五の二第一表を作成しなければならない。

２　減少事業報酬額は、次項の規定により事業者が定める還元額に第四項の規定により算定される内部留保相当額控除額を加えた額とする。

３　還元額は、当期内部留保相当額の範囲内を上回らない額であって、事業者が定める額とする。

４　内部留保相当額控除額は、当期内部留保相当額から前項の規定により事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額に百分の五十を乗じて得た額を控除して得た額に第六条第三項の規定により算定した事業報酬率を乗じて得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額とする。

（減少事業報酬額の減少機能別原価への配分）

第十条の三　前条の事業者は、減少機能別原価として、前条第一項の規定により算定した減少事業報酬額を第十条第二項に掲げる機能別原価の各項目ごとに整理した事業報酬額とその合計値（以下「託送供給関連部門事業報酬額」という。）との比として算定した配分比を用いて、第十条第二項に掲げる機能別原価の各項目に配分し、様式第五の二第二表に整理しなければならない。

（減少事業報酬額に係る減少機能別原価の減少部門別原価への配分）

第十条の四　第十条の二の事業者は、減少部門別原価として、前条により算定した減少機能別原価を第十条第二項に掲げる項目ごとに、別表第五に掲げる配分基準に基づき、第十条第一項に掲げる部門別原価に配分し、様式第五の二第三表に整理しなければならない。

（部門別原価の整理）

第十条の五　第十条の二の事業者は、部門別原価として、第十条の規定により整理した部門別原価から前条の規定により整理した減少部門別原価を差し引いた額を、様式第五の三に整理しなければならない。

第十一条中「事業者は、」の下に「第十条（第十条の二の規定により減少事業報酬額を算定した事業者にあっては、第十条の五）により算定した」を加え、「算出」を「算定」に改める。

第三章中第十三条の前に次の節名を付する。

第一節　供給約款届出料金の算定

第十三条中「第十七条まで及び」を「第十六条まで及び第十七条並びに」に改め、「又は半年」を削る。

第十四条第二項第一号中「料金収入をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第十四条の二　前条の規定にかかわらず、届出事業者のうち、法第二十二条第三項に規定する一般ガス事業者（以下「託送供給約款制定事業者」という。）が、届出上限値方式により供給約款届出料金を算定しようとする場合（料金引下げ原資が託送供給部門原価に属さない場合を除く。）は、効率化成果等を料金引下げ原資（総原価の引下げのための原資をいう。以下同じ。）と財務体質強化原資に配分しなければならない。この場合において、配分の比率は当該託送供給約款制定事業者の経営判断に基づき任意に設定することができる。

２　第十条の二の規定は、届出上限値方式により供給約款届出料金を算定しようとする託送供給約款制定事業者に準用する。この場合において、第十条の二第四項中「第六条第三項の規定により算定した事業報酬率」とあるのは「既に法第十七条第一項の認可を受けた又は同条第四項の届出（第十四条、第十四条の二の規定による届出を除く。）を行った際に第六条第三項の規定により算定した事業報酬率」と読み替えるものとする。

３　第一項の託送供給約款制定事業者は、同項の料金引下げ原資について、別表第七に掲げる方法に基づき、減少機能別原価として、別表第四の項目に配分し、様式第七第二表に整理しなければならない。

４　第一項の託送供給約款制定事業者（減少事業報酬額が零の事業者を除く。）は、第二項において準用する第十条の二の減少事業報酬額について、別表第八に掲げる方法に基づき、減少機能別原価として、第十条第二項に掲げる機能別原価の項目に配分し、様式第五の二第二表に整理しなければならない。

５　第一項の託送供給約款制定事業者は、第三項の減少機能別原価に前項の減少機能別原価を加えた額を別表第四に掲げる項目ごとに、別表第九に掲げる方法に基づき、減少部門別原価として、小口部門原価、大口・卸供給部門原価及び託送供給部門原価に配分し、様式第七第三表に整理しなければならない。